



参議院議員

## 石井みどりNEWS



## 児童虐待防止の歯科医師の法的身分、明文化へ！



6月14日、参議院本会議が開催され、「児童福祉法及び児童虐待防止法一部改正法」が可決・成立しました。

本改正法の主な内容は、①虐待を受けている児童等の保護者に対する指導への司法関与（児童福祉法）、②家庭裁判所による一時保護の審査の導入（児童福祉法）、③接近禁止命令を行うことができる場合の拡大（児童虐待の防止等に関する法律）、④その他所要の規定の整備となります。

歯科に関わる内容としては、本改正法において、児童福祉法・児童虐待防止法の中に、児童虐待の早期発見に係る責務を有する者として、「歯科医師」が明文化されることとなりました。

6月13日の厚生労働委員会にて法案審査の質問に立ち、子育て世代包括支援センターや児童相談所に関連して、周産期から育児期において、専門職である歯科医師・歯科衛生士が関与する重要性につき質問しました。

とりわけ、「児童虐待防止に関して、歯科医師によるチェックが乳歯う蝕の発見に役立ち、ネグレクト発見につながる」という点につき強調し、塩崎大臣からは「虫歯の状況を通じて児童虐待のリスクが把握されるため、歯科医師・歯科衛生士の果たす役割は極めて重要」、「子育て世代包括支援センターにおいて、歯科医師・歯科衛生士と連携を図るべき」との答弁を引き出すことができました。

これからも、現場の歯科医師の先生方の活動範囲をさらに拡大させ、公に資する歯科医師の活動を国として位置づけるべく、国政の場で活動してまいります。

参議院議員 石井みどり事務所

(自由民主党東京都参議院比例区第二十九支部 発行)

〒100-8962 東京都千代田区永田町2-1-1 参議院議員会館403号室

電話番号：03-6550-0403

FAX：03-5512-2206

e-mail：midori\_ishii@sangiin.go.jp

HP：http://www.ishii-midori.jp/

## 歯科医師等の例示の追加について

- 児童虐待防止法第5条では、児童虐待の早期発見に係る責務を有する者として、医師・保健師・児童福祉施設職員・弁護士が例示されているが、平成28年の児童福祉法等改正法案の国会審議において、児童虐待の早期発見に重要な役割を果たす「歯科医師」も例示に追加すべきとの議論があった。
- これらを踏まえ、今般の改正に際して、他の規定も含め、歯科医師を例示に追加するほか、同様に児童虐待防止対策において重要な役割を担っている保健師、助産師、看護師も、併せて例示に追加することとする。

### 児童虐待の防止等に関する法律(平成十二年法律第八十二号)

(国及び地方公共団体の責務等)

#### 第四条 (略)

2 国及び地方公共団体は、児童相談所等関係機関の職員及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、**歯科医師**、保健師、**助産師**、**看護師**、**看護師**、その他児童の福祉に職務上関係のある者が児童虐待を早期に発見し、その他児童虐待の防止に寄与することができるよう、研修等必要な措置を講ずるものとする。

#### 3～7 (略)

(児童虐待の早期発見等)

第五条 学校、児童福祉施設、病院その他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、**歯科医師**、保健師、**助産師**、**看護師**、**看護師**、**弁護士**、**弁護士**その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやしい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。

#### 2・3 (略)

(資料又は情報の提供)

第十三条の四 地方公共団体の機関及び病院、診療所、児童福祉施設、学校その他児童の医療、福祉又は教育に係る機関(地方公共団体の機関を除く。)並びに医師、**歯科医師**、**保健師**、**助産師**、**看護師**、**看護師**、児童福祉施設の職員、学校の教職員その他児童の医療、福祉又は教育に関する職務に従事する者は、市町村長、都道府県の設置する福祉事務所の長又は児童相談所長から児童虐待に係る児童又はその保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他児童虐待の防止等に係る当該児童、その保護者その他の関係者に関する資料又は情報の提供を求められたときは、当該資料又は情報について、当該市町村長、都道府県の設置する福祉事務所の長又は児童相談所長が児童虐待の防止等に関する事務又は業務の遂行に必要な限度で利用し、かつ、利用することに相当の理由があるときは、これを提供することができる。ただし、当該資料又は情報を提供することによって、当該資料又は情報に係る児童、その保護者その他の関係者又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

### 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)

第二十一条の五 病院、診療所、児童福祉施設、学校その他児童又は妊産婦の医療、福祉又は教育に関する機関及び医師、**歯科医師**、**保健師**、**助産師**、**看護師**、**看護師**、児童福祉施設の職員、学校の教職員その他児童又は妊産婦の医療、福祉又は教育に関する職務に従事する者は、要支援児童等と思われれる者を把握したときは、当該者の情報をその現在地の市町村に提供するよう努めなければならない。

#### 2 (略)